

山下江法律事務所の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第95回

民法改正 (5)

今回から債権譲渡に関する民法改正について取り上げます。

債権譲渡とは

債権譲渡とは、債権者が、債務者に対して有する売掛金や貸金などの債権を、その同一性を失わせることなく、第三者(譲受人)に譲り渡すことをいいます。

譲渡禁止特約

現行の民法上、債権譲渡は自由に行うのが原則ですが、債権者・債務者間の合意により、債権譲渡を禁止することもできます。

この合意を「譲渡禁止特約」といいます。

譲渡禁止特約に違反した債権譲渡の効力

現行の民法では、譲渡禁止特約により、債権の譲渡性が失われる結果、同特約に違反してなされた債権譲渡は、原則として無効とされています。

ただ、同特約の存在を知らなかった譲受人(善意の譲受人)との関係では、同特約の効力を対抗できず、債権譲渡は有効とされると解されてきました。

しかし、この度の民法改正により、譲渡禁止特約に違反した債権譲渡の効力についてのルールが、次のように変更されることになりました。

まず、譲渡禁止特約に違反する債権譲渡であっても、有効であることが明文化されました。

ただ、譲渡禁止特約の存在を知っており、または、知らなかったことについて重大な過失がある債権の譲受人(悪意・重過失の譲受人)に対しては、債務者は、債務の履行(弁済)を拒絶できることとされたほか、譲渡人に対する弁済等の債務消滅事由を悪意・重過失の譲受人に對抗できることになりました。

悪意・重過失の譲受人の債務者に対する催告権

改正後の民法によると、前記のとおり、譲渡禁止特約に違反する債権譲渡も有効とされますので、譲渡人はもはや債権の帰属者ではありません。

したがって、譲渡人は、債務者に対して、債務の履行を請求することができず、債務者は譲渡人に弁済する必要はありません。

他方、債務者は、悪意・重過失の譲受人に対しては、前記のとおり、債務の履行を拒絶することができません。

その結果、債務者は、譲渡人からも悪意・重過失の譲受人からも、債務の履行を強制されない状態になります。

このような膠着状態を解消するために、改正後の民法では、悪意・重過失の譲受人が、債務者に対して、相当の期間を定めて、譲渡人への債務の履行を催告することができることとしました。

そして、前記の催告にもかかわらず、債務者が相当期間内に譲渡人への債務の履行をしなかった場合は、悪意・重過失の譲受人は、債務者に対して、自ら

への債務の履行を請求できるとしました。

預貯金債権に関する特則

預貯金債権に関しては、その譲渡を安易に認めると、払戻時に預貯金債権の帰属者が誰であるかを確定することが困難になり、円滑な預貯金取引に支障が生じるおそれがあります。

そこで、預貯金債権については、譲渡禁止特約が付されていれば、債務者である銀行等は、悪意・重過失の譲受人に対し、同特約が有効であると主張できることとされました。



田中伸山
山下江法律事務所、
副代表・
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 代表 山下江



広島本部・呉・東広島・福山・岩国支部
山下江 検索

- ☑ 契約書チェック
- ☑ 債権回収
- ☑ 労務問題など
- ◆ 企業法務相談料30分5千円(+税)
- ◆ 案件により着手金無料(応相談)
- 企業法務専門サイトあります
<https://www.hiroshima-kigyoo.com>



予約電話受付 平日 9~19時 土曜 10~17時
相談予約専用フリーダイヤル
なやみよまるく
0120-7834-09